



三労発基 1213 第 2 号
令和元年 12 月 13 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長



有害物ばく露作業報告対象物（令和 2 年対象・令和 3 年報告）について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添令和元年 12 月 5 日付け基発 1205 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から、同通達別添に示す物質（含有量が表の右欄に掲げる値であるものを除く。）を新たに有害物ばく露作業報告の対象と定める旨の通知がありました。

つきましては、有害物ばく露作業報告制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 による報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正により新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物

は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
250	モリブデン化合物（三酸化モリブデンに限る。）	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、令和2年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が500キログラム以上になったときは、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。